

政治と行政の区別に関する一考察

—ルーマン理論における政治システムの内部分化について—

大森貴弘

はじめに

- I ルーマンのシステム分化図式における議会の位置づけの変遷
- II ヤン・フーゼによる政治システムの捉え方およびその問題点
- III 政治／行政そして抗議運動の位置づけ
- IV 政党について

おわりに

はじめに

本稿は、表題のとおり後期ルーマンのシステム分化図式に基づいて政治と行政の区別を明らかにし、かつ、政治システムの内部分化について論じようとするものである。まず始めに、本稿筆者が上のようなテーマ設定を行うにあたっての問題意識と本稿の狙いについて述べたい。

最近の日本の憲法学では、アメリカの行政法学の影響のもとに、執政権について論じる文献が多く登場している。⁽¹⁾ アメリカでは、大統領の権限を中心に把握される執政権は、日本の文脈では、内閣および総理大臣を中心に把握され、通常の行政権と区別されて論じられている。本稿筆者は、このような日本の議論に対して、ルーマンのシステム理論が有益な示唆を与えるのではないか、と思っている。しかしながら、ルーマンの理論は、その難解さが災いしてか、ルーマンを専門的に研究している者たちにさえ、必ずしも正確に

理解されているとは言えない。本稿は、上のような示唆を得るための前提として、まずはルーマン理論のより一層正確な理解を目指したいと考えている。これが本稿の第一の狙いであり、ドイツで発表されているルーマンの二次文献を批判的に検討することによって、この目標を果たしたい。具体的には以下の文献を批判の俎上に載せる。

Jan Fuhse, *Theorien des politischen Systems*: David Easton und Niklas Luhmann. Eine Einführung, 2005.

さらに、ドイツの議論の影響のもとに日本でもハーバーマスの市民社会論を憲法学に導入ないし応用しようとする試みも注目されている。ハーバーマスの市民社会論は、国家と社会の区別論の現代的な修正ヴァージョンを提供しようとするとするものであると特徴づけることができよう。これに対してルーマンは、国家と社会の両者を含む総体を全体社会と規定し、この内部に政治・法・経済・教育・マスメディア等々の諸システムがヘテラルヒー的に（つまり自律分散的・並列的に）⁽²⁾存在していることを想定するのであるから、いわば国家と社会の区別を脱構築した社会理論であると評することができよう。^(2 a)一方のハーバーマスは市民運動をも包含した社会理論の提供者として日本の憲法学においてもそれなりに論じられているが、ルーマンについては今のところあまり論じられていないように思う。⁽³⁾しかし、本稿筆者には、このようなルーマンのシステム論的社会観は、ハーバーマスの市民社会論と対比されるべき理論水準を有しており、憲法学においても真摯な検討の対象になりうるのではないかと思われる。もちろん、ハーバーマスの理論との比較検討が重要だと言っても、ルーマン理論自体が極めて難解であり、研究者によってもその理解がマチマチであるとすれば、そのような比較検討は容易にはしない。本稿は、ハーバーマスとルーマンの比較検討それ自体は行わないが、それを可能にするほど明確にルーマンの理論、特に政治システム論につ

いて、その内部分化をヴィジュアライズすることを目指したい。これが本稿の第二の狙いである。

なお、本稿筆者はルーマンの権力分立論についてこれまで三本の論文を発表している。そのうち一本目の論文「ニクラス・ルーマンの権力分立論——グローバル・コンテクストにおける応用可能性——」では、システム論にいう構造的カップリングの観点から権力分立を把握するアイデアについて基本的な骨子を示し、グローバル化に伴う権力分立の射程の拡大を理論的に基礎づけるために便宜であり、かつ、グローバリゼーションの下での複雑な法現象を分析する際に有用であること、などを明らかにした。⁽⁴⁾ その続編である論文「再びニクラス・ルーマンの権力分立論——民主制における権力循環——」では、ルーマンのシステム分化図式の変遷を三つの時期に分けて考察しつつ、民主制における二重の権力循環について詳述した。⁽⁵⁾ つづく三本目の論文では、ルーマンのシステム分化図式における政党の位置づけを明らかにし、これを通して権力分立論における政党の位置づけについて示唆を得た。⁽⁶⁾ 本稿はこれらの論文のさらに続編にあたる論稿（ルーマンについての四本目の論文）である。既発表の論文の内容については、同一内容の迂遠な反復的記述を可能なかぎり避けるため、本稿では必要最低限の繰り返ししか行っていない。詳しくは、脚注で挙げた拙稿を実際に参照していただければ幸いと思う。

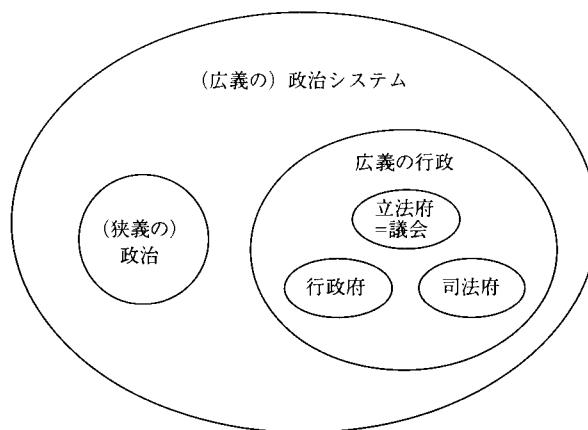
さらに付言すれば、本稿の基底におかれている方法論的な問題意識についても、また憲法理論という理論領域において論旨を展開するという点についても、これまでの論文とほぼ共通しているため、ここではこれ以上立ち入らないこととする。⁽⁷⁾

I ルーマンのシステム分化図式における 議会の位置づけの変遷

上述のヤン・フーゼ Jan Fuhse の文献に表されたルーマン理解を検討す

る前提として、まずはルーマンのシステム分化図式において議会がどのように位置づけられているのかについて簡潔に叙述していきたいと思う。この論点については、既発表の拙稿で既に詳述してある。⁽⁸⁾ それらを読んでいただいた読者にとっては、以下の記述は若干迂遠な繰り返しになってしまふが、既発表の拙稿を読まずに本稿を読んでいる読者も想定しうるのであるから、この点は寛恕いただきたいと思う。そういうわけで、以下ではフーゼの文献を検討する前提として必要なかぎり、ルーマンのシステム分化図式における議会の位置づけの変化について最低限の叙述を行っていきたい。

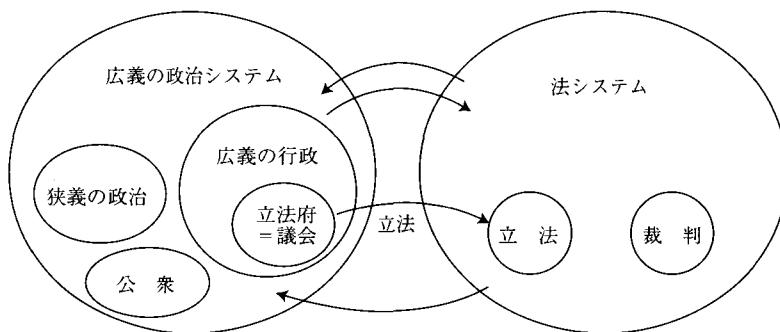
まず、第一期（1972年まで）のルーマンは、立法府（すなわち議会）を政治システムのサブシステムである広義の行政の中に明確に位置づけていた（図I参照）。狭義の政治（システム）とは、このころからすでに政党政治の意味であり、広義の行政（システム）とは区別される一つのサブシステムである。この政治／行政－差異（すなわち、狭義の政治／広義の行政の差異）が（広義の）政治システムの第一次的な内部分化であり、この差異軸こそが、第一期ルーマンにおける権力分立の一次的なラインなのであった。つま



図I：第一期ルーマンの政治システム

り、広義の行政の中にある三権すなわち立法府・行政府・司法府の関係（これが従来論じられてきた古典的な三権分立に該当しよう）よりも、むしろ政治／行政の差異のほうを重視するところに、第一期ルーマンの権力分立論における新規性というものが存在していた。そして、このようなシステム分化図式は、1972年の『法社会学』（第一版）まで基本的に維持されると言ってよい。（ルーマンは、この時期において既に公衆について触れているが、ここでは省略する。）

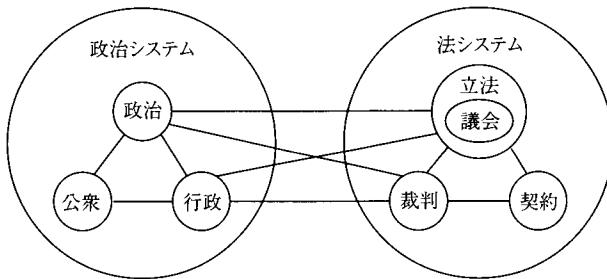
しかし、このような第一期のシステム分化図式は、同年の論文「法システムへのシステム論的寄与」において著しい変化をこうむることになった。第一期において、司法府すなわち裁判所を中心に把握されるサブシステムが政治システムの中に指定されていた（このことは図Iを見ても明らかであろう）。だが、上述の論文以降、第二期（1972年から1982年まで）のルーマンにおいては、法システムと政治システムがそれぞれ別個の自律した機能システムとして分離して指定された（ここで図IIを参照されたい）。これを踏まえて、1974年の論文「法の機能」では、それまで政治システム内部に位置づけられていた立法が法システム内部にも位置づけられ、立法の位置づけが両面的となる。図IIを見れば、立法ないし議会は法システムの中にも、そして



図II：第二期ルーマンの法および政治システム

政治システムのサブシステムである広義の行政の中にも、両面的に措定されていることが了解しうるだろう。そして、法システムと政治システムとの関係は、インプットとアウトプットを示す二つの矢印からなる「二重の相互交換」⁽¹⁰⁾としてインプット／アウトプット・モデルに依拠して説明される。とりわけ政治システムから法システムへのインプットを示すベクトルが立法として把握されることになる。また、この時期のルーマンは、広義の政治システムの内部で政治→行政→公衆（→政治）という順序で循環する公式循環、逆に公衆→行政→政治（→公衆）という形で循環する逆循環、この二つの循環からなる二重の権力循環について論及することが多かったことも想起されよう。

こうした第二期ルーマンのシステム分化図式も、オートポイエティック・ターンと呼ばれる思想転回によって、さらに変化することになる。1982年にはルーマンの理論に生物学由来のオートポイエーシス（自己生産）のコンセプトが独自の改作・修正のうえで導入され、1984年には主著である『社会システム理論』がオートポイエーシスの着想に基づいて発表される、という形で第三期（1982年以降）のルーマンの円熟した理論が展開されてゆく。この時期のルーマンにおいては、オートポイエーシスの観念を導入したこととの関連で、インプット／アウトプット・モデルは放棄されることになる。したがって、政治システムから法システムへの矢印で表された立法の観念も、そのままでは維持できることになる。オートポイエーシスとは、自己生産を意味するのであるから、法システムの要素である法律が政治システムで生み出されたのちに、法システムへと供給される（インプットされる）という供給論はオートポイエーシスに穴を開けるものであるがゆえに、放棄された。第三期のルーマンにおいては、立法は法システムのコンタクト・ゾーンとされ、政治システムからの刺激を独自の作動に変換するものとして再把握されている。また、この時期においては、立法や議会が政治システムに属するという旨の記述は——管見の限り——見出されなくなる。政治および法を扱っ



図III：第三期ルーマンの法および政治システム

た第三期ルーマンの代表的著作である『社会の法』や『社会の政治』においても、議会や立法が政治システムに属しているという記述は全くと言ってよいほど見出されない。その代わり、『社会の法』において議会は法システムのサブシステムである立法の決定機関として措定されており、法システムの外に出されたかっこうになっている（ここで図IIIを参照されたい）。この時期においては、政治システムの中の議会については、ほとんど強調されることがなくなっている。ただわずかに『社会の政治』において、スクリプトについて論じる文脈で議会について言及されているにすぎない。⁽¹¹⁾⁽¹²⁾

第三期のシステム分化図式（図III）においては、立法・行政・司法の三権を結ぶ三角形が両システムのシステム境界を横断する形で示されることが了解されるだろう。第三期ルーマンの権力分立概念が、法システムと政治システムの構造的カップリングとして説明されるのは、上のような意味においてである。この点で、三権の関係を（政治システム内の）広義の政治システムの内部的な関係として把握していた第一期とは著しく異なることが了解されよう。

II ヤン・フーゼによる政治システムの捉え方 およびその問題点

これまでの考察を踏まえて、以下では、ヤン・フーゼがルーマンの政治シ

ステムをいかに把握しているのか、また、その把握は適切なものであるのかについて検討していきたい。

既に言及したように、シュトゥットガルトの社会学者であるフーゼは『政治システムの理論——デイヴィッド・イーストンおよびニクラス・ルーマン入門——⁽¹³⁾』という本を書いている。この本の中でフーゼは、政治システムの分化についてのルーマンの見解を紹介し、それを次のように三つのテーゼとして要約している。

「国際レベルにおいては諸々の国民国家への環節分化が存している(a)。諸国家の内部には執行機関としての行政と、議会および政党の政治的的意思形成の領域との間に機能分化が見出される(b)。行政の領域は内部において強度にヒエラルキー的に(成層的に)構築されているが、一方で民主制においてヨリ狭い範囲の政治のなかに中心／周辺一分化が確立された(c)。」⁽¹⁴⁾

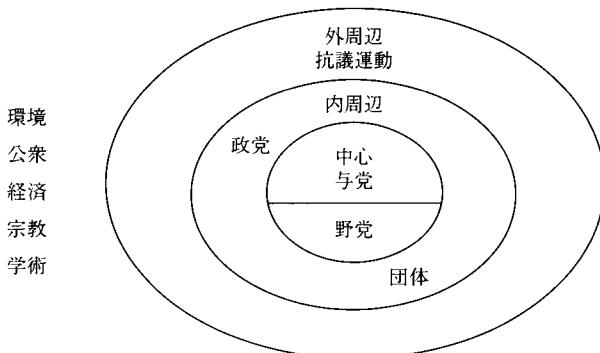
ある程度ルーマンの文献を読み込んだ者であれば、フーゼが提出するテーゼ(b)について首を傾げることになるであろう。フーゼの記述に従うなら、各国ごとに環節分化した政治システムは、さらに行政／議会および政党という形で内部分化していることになる。たしかに、ルーマンは行政／政治という形の内部分化を繰り返し主張した（この場合、後者の政治は「狭義の政治」と呼ばれる）。この行政／狭義の政治という形の政治システムの内部分化を、フーゼは行政／議会および政党という形の内部分化として把握しているのであるから、フーゼは狭義の政治に議会を含めてしまうという、かつての高橋徹と同じ誤読に陥っているのではないか、という嫌な予感に襲われる。そして、さらにフーゼの本を読み進めると、すぐにこの予感が的中していることに気づかされる。フーゼは、すぐ後のページで上述の三つのテーゼをそれぞれヨリ詳細に敷衍している。特にテーゼ(b)について敷衍した箇所で、フーゼは次のように述べている。

「(b) 国民国家的な諸環節の内部でルーマンは再び政治的領域の機能分化を見出す(…。一方の側には行政が立っており、その任務は政治的諸決定の実行である。それから分離されているのが、政党と利益団体、与党と野党との間の競演であり、そこでは政治的諸決定のための諸々の前提が定められる。これをルーマンは「狭義の政治」と呼んでいる(…。その二つの領域は、政治システムのための両者の機能と並んで、上で説明されたメカニズムの使用においても区別される。つまり、行政自体は内部において権力メディアの使用によって強く特徴づけられ、それによってヒエラルキー的に構造化されている(…。これに対する元来の政治的意意思形成の領域は、集団的に拘束する決定の機能へと定位することによって自らの文脈を説明する(15)(…。」

このようにフーゼは、テーゼ(b)において提示した行政／議会および政党という分化を、上の引用では行政／狭義の政治として説明している。この説明に出てくる与党と野党を、フーゼは与党と野党が対決する場、すなわち議会だと安易に解釈したのだろう。それゆえ、テーゼ(b)において議会が狭義の政治の中に指定され、行政と対立させることになってしまった。

しかしながら、既発表の拙稿でも触れているとおり、狭義の政治に議会を含めるのはルーマンの理解としては適切ではない。初期および中期のルーマンは、議会を含む行政／狭義の政治としての行政／政治一分化を繰り返し主張してきたのであり、議会はむしろ行政（つまり広義の行政）の内部に指定されている。議会のなかで与党と野党が対決すると言っても、国家機関たる議会の内部で会派として意義を持つ政党と、国家組織の外部で党员組織すなわち院外組織として存在している政党とは、ひとまず区別すべきであって、安易に同一視すべきではない。また、後期ルーマンの代表的な著作である『社会の政治』においても、行政／政治一分化という場合の「政治」とは国家組織の外部であり、かつ依然として政党政治を意味しているのであって、ここに国家機関たる議会が属するなどという記述は全く見出されない。さら

図IV：フーゼの作図による「ヨリ狭い範囲の政治」の中心／周辺一分化



出典：Jan Fuhse, Theorien des politischen Systems, 2005, S. 89.

に、後期ルーマンの別の著作においては、議会は法システムのサブシステムである立法において決定機関の役割を担うとされている。要するに前期・中期・後期のいずれの時期においても、議会が狭義の政治に属するなどという記述は見出されない。⁽¹⁶⁾

このように、フーゼは議会を狭義の政治に（誤って）含めているのであるが、さらに、このような理解に基づいてフーゼはルーマンの政治システムを図IVのように図示している。⁽¹⁷⁾原書ではこの図に「図7：ニクラス・ルーマンによるヨリ狭い範囲の政治の中心／周辺一分化（自ら作図）」との見出しが付されている。まず、「ヨリ狭い範囲の政治（der engere Bereich der Politik）」という用語が何を示すのか問題になる。上述の引用でフーゼは、行政と分離された一方の側を「政党と利益団体、与党と野党との間の競演」と表現し、これを「狭義の政治」と看做していた。⁽¹⁸⁾したがってフーゼの図IVで円によって示されている部分は、ほぼ狭義の政治だと理解されうる。先の引用文との関係では、外周辺として抗議運動が追加されているところに、わずかな相違が見られる。毛利康利は、フーゼの図を邦訳・引用しているが、その際 der engere Bereich der Politik を「狭義の政治」と訳している。⁽¹⁹⁾ルーマ

ンの言う「狭義の政治」は原文では Politik im engeren Sinn であり、厳密に言えば「ヨリ狭い範囲の政治 (der engere Bereich der Politik)」とシニフィアン上では異なるのであるが、両者のシニフィエがほぼ重なり合うものである以上、後者を「狭義の政治」と訳してもあながち間違いではないのだろ⁽²¹⁾う。さらにフーゼは、「ヨリ狭い範囲の政治」について次のように述べている。

「政治システムの諸構造の場合は、第一に諸々の国民国家への環節分化が観察される。これらの国家は内部ではたいていが行政という排他的な部分と、与党・野党・政党・利益団体および社会運動の競演を伴う『ヨリ狭い範囲の政治』へ機能的に分化している。⁽²²⁾民主的な体制においては政府と野党が政治の中心をなしている。」

ここでは、国内の政治システムが行政／ヨリ狭い範囲の政治という形で分化していると把握されている。つまり、「ヨリ狭い範囲の政治」を描いた図IVは政治システムの内部分化の一方の側を図示しているだけであって、政治システムの全体像を表すものではないことになる。この図には、行政が描かれていないのだから。では、行政はどこに行ってしまったのか？ この点についてフーゼは次のように述べている。「したがって、それら〔諸政党〕の任務は、政府と野党からなる中心とその背後にある行政装置への『供給サービス』に存する。」⁽²³⁾この一文から理解されるように、図IVにおいて行政は与党と野党からなる中心の背後にある（それゆえ図IVでは隠蔽されている）のである。ここでは、行政が政府と野党の背後で不可視化されている（まるで背後霊のような扱いになっている）ことを記憶しておこう。

なお政府と野党からなる“中心”について、フーゼは次のような見過ごせない記述を行っている。

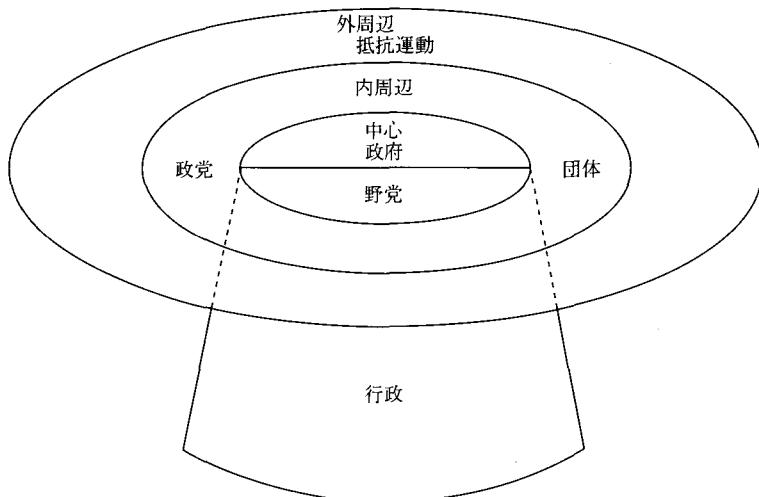
「ルーマンによると、民主的に作られたシステムの中心には政治システムのコード

としての政府と野党が立っている（…）。両者は共に言わば政治の『分裂した頂点』をなす。ここでは集団的に拘束する諸決定が下される。その限りでヨリ狭い範囲の政治の中心（第一に、政府）は、同時に行政ヒエラルヒーの頂点であり、政府は行政ヒエラルヒーと権力関係を通じて結び付けられる。⁽²⁴⁾野党はここでは差しあたり行政ヒエラルヒーの代替的な頂点として役立つにすぎず…」

フーゼの言う「ヨリ狭い範囲の政治」が、ルーマンの言う「狭義の政治」とほぼ同義語として使われていること（ヨリ狭い範囲の政治＝狭義の政治という等式が成り立つこと）は既に述べた。フーゼは上の引用文中で、狭義の政治の中心にて集団的に拘束する決定が下されると明言してしまっており、さらなる理論的混乱を呼び込んでしまっている。既発表の拙稿でも詳しく述べたが、⁽²⁵⁾ルーマン理論の枠組みにおいて狭義の政治とは政党政治を意味するが、そこでは集団的に拘束する決定の許容力の準備が行われるのであって、集団的に拘束する決定そのものが下されるのではない。この任務（集団的に拘束する決定の産出）は、むしろ（広義の）行政において遂行されるのである。それにもかかわらず、狭義の政治（の中心）において集団的に拘束する決定が下されるなどと明言するフーゼは、広義の行政の機能と狭義の政治の任務を取り違えているのである。

さらに上の引用文において、狭義の政治の中心が同時に行政ヒエラルヒーの頂点をなす、と書かれている点も問題含みである。この記述と、先ほど確認した点（すなわち行政が、政府と野党からなる中心の背後にある（それゆえ図IVでは不可視化されている）を考え合わせるならば、フーゼの提示する政治システム像は図Vのように図示することができよう。（ここで図Vを参照されたい）。既に検討したように、フーゼは「ヨリ狭い範囲の政治」の中心には政府と野党が存在しており、これが行政の頂点をなすと述べていた。しかし、肝心の行政は図示されておらず、政府と野党からなる中心の背後に存在しているとハッキリ述べていた。図Vでは、あたかも背後霊であるかの

図V：フーゼの図および記述による政治システム像



出典：Jan Fuhse, Theorien des politischen Systems, S. 89, Abb. 7 を修正

ように政府・野党からなる中心の背後で不可視化されていた行政を召喚して視覚化した。行政はヒエラルキー構造をなしているのであるから、このように図示しても、それほど問題ないであろう。また、フーゼは「ヨリ狭い範囲の政治の中心（第一に、政府）は、同時に行政ヒエラルキーの頂点である」とハッキリ述べていた。これらのフーゼの記述を正確に図に反映させたものが図Vなのである。

図Vを見れば一見して明らかなように、フーゼは政府と野党からなる「ヨリ狭い範囲の政治」（≒狭義の政治）の中心が同時に行政の頂点であると論じているのであるから、狭義の政治／行政という形で内部分化した（広義の政治システムの）二つのサブシステムが一体化されてしまう。狭義の政治と行政は、二つの分離したサブシステムとして把握されるからこそ、その両者の間にはシステム境界が観念できるのである。しかるに、フーゼのように狭義の政治の中心が同時に行政の頂点であると論じるなら、両者のシステム境

界が溶融し、両者は合体・合一させられてしまうであろう。フーゼは「ヨリ狭い範囲の政治」などという曖昧な言葉を使っているが、ルーマンの言う「狭義の政治」とは、³狭義の政治システムの意味であり、それ自体が広義の政治システムのサブシステムなのである。このことはしっかりと確認されるべきことであろう。

さらに問題となるのは、フーゼの理解に拠るならば、政治／行政の分化に基づいてルーマンが力説してきた権力分立の一次的なライン、すなわち政治と行政の間に走っているとされる権力分立の一次的なラインが抹消されてしまうという点である。広義の政治システムのサブシステムとしての狭義の政治と行政は、各々が互いに分離しているからこそ、その間に権力分立のラインを想定することが可能になるのであり、狭義の政治から行政へと自己言及的な作動が進行する際にこのラインがフィルター機能を発揮しうることになる。ところが、図Vで示されたように、「ヨリ狭い範囲の政治」（＝狭義の政治）の中心が同時に行政の頂点であるとして両サブシステムを一体的・統一的に捉えるなら、もはや両者の間のシステム境界は溶融させられ、両システム間に権力分立のラインを引くことが不可能になってしまう。ルーマンの言う（広義の）行政は「国家機関」とも言い換えられていることから分かるように、国家の行政機構を示しているのであり、これと（本来的には）非国家的な狭義の政治（政党政治）が各々別のサブシステムとして措定されているのである。ところが、フーゼの理解では、政府と議会という二つの国家機関が「ヨリ狭い範囲の政治」＝狭義の政治の中に登場させられているのであるから、極めて問題含みである。フーゼは両システムの境界を溶融させ、ルーマンが力説した権力分立の一次的なラインを抹消しているのであるから、フーゼの理解はルーマンの権力分立論を完全に spoilするものであると言っても過言ではないだろう。

さらに言えば、フーゼの叙述の中には、広義の政治システムについての言及が全くなく、広義の政治システムと狭義の政治システムとの入れ子構造を

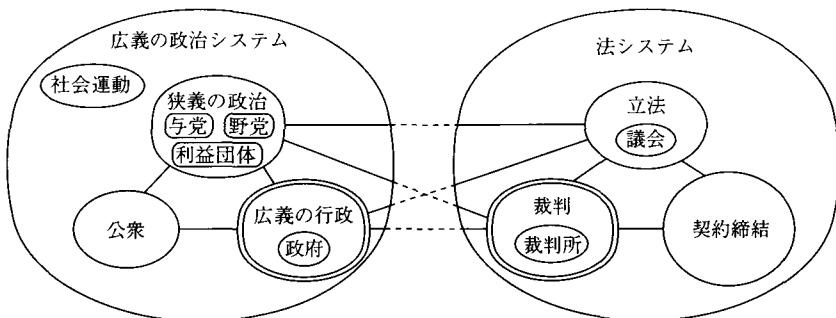
明確に把握していないように思われる。そもそも、ルーマンが行政を政治システムの中心だと言う場合、この政治とは、広義の政治システムを指すのであって、狭義の政治ではないのである。狭義の政治それ自体は、広義の政治システムの周辺に位置づけられている。フーゼは、広義の政治システムと狭義の政治システムの区別と連関を入れ子構造をなすものとして明確に把握することに失敗しているために、「ヨリ狭い範囲の政治」（≒狭義の政治）の中心に行政の頂点を位置づけるという珍説を開陳することになってしまったのであろう。

以上、縷々述べてきたように、本稿筆者にとってフーゼの示すルーマン理解は初步的な誤りをも含む極めて不正確なものであるように思えるのである。しかしながら、このようなフーゼの理解は日本の毛利康俊によって無批判的に引用されている。毛利は自らの論文において、本稿の図IVの引用元にあるフーゼの図を邦語に翻訳して引用しているが、フーゼの理解がルーマン本人の理論と一致しているのか否かを全く検討していない。毛利は、フーゼをトイプナ一流のシステム論にくみしない論者という意味で、ルーマン派ないし純粹ルーマン派と規定しているのであるが、そのような性急なレッテル貼りを行う前に、まずもって純粹ルーマン派とされた論者の純粹性を真摯に検討する必要があったのではないかだろうか。ちなみに、毛利は上述のフーゼの図に付された見出しを引用する際に、それを「ニクラス・ルーマンによる狭義の政治の中心／終焉—分化」と訳している。⁽²⁶⁾ むろん、毛利が「終焉」と訳した箇所は原語が Periperie であるから「周縁」という語を書こうとして誤変換したものであると推察される。だが、フーゼの図が政治と行政のシステム境界を溶融させ、それによって両者の分化を終焉させるものであるという本稿の観点から見れば、毛利の誤変換は同時にフーゼへの辛辣な批判としての意義を持っている、と見ることもできよう。（たとえそれが毛利本人の意図するところではないにしても…。）

III 政治／行政そして抗議運動の位置づけ

以下では、フーゼの理解に対して本稿筆者が理解した政治システム像を積極的に提示してみたい。と言っても、既発表の拙稿において展開した政治システム像から大きく隔たったことを書くつもりはない。その意味で、これまでの拙稿の読者にとっては目新しさに欠けるかもしれない。そこで、フーゼの図にも出てくる抗議運動を含める形でルーマンの描く政治システム像を提示してみたいと思う。抗議運動についてルーマンは、1996年に『抗議——システム理論と社会運動』⁽²⁸⁾という論文集を出している。もともと社会運動の理論的位置づけについては、ハーバーマスが積極的に取り組んでいたが、1985年以降はルーマンも社会運動に関する論文を多く発表しており、この領域も、もはやハーバーマスの独壇場ではなくなっている。ハーバーマスとの対比するためにも、社会運動（抗議運動）を含めた政治システムの像を提示しておくことは有益であろう。例によって本稿筆者の理解を積極的に提示するために、図を掲げることにする。（ここで図VIを参照されたい。）

図VIは、既発表の拙稿で掲げた後期ルーマンのシステム分化図式についての図を修正したものである。政治システム内部における社会運動の位置づけについてルーマンは、死後に出版された『社会の政治』の中で次のように述



図VI：社会運動を含む政治システムおよび法システム

べている。

「これらすべてのメルクマール——それらの詳しい記述をわれわれは省略することができます——によって、新しい社会運動はまさに政治システムにおける位置づけに適している、そしてそれをわれわれは「新しい周辺」⁽²⁹⁾と記述したい。中央／周辺の差異は維持されなければならない。」

この引用から、新しい社会運動が政治システムにおける位置づけに適していること、それも政治システムの「新しい周辺」に位置づけられることが理解されうる。新しい周辺とは、具体的にはどこであるのか？既に見たように、フーゼの図によれば、新しい社会運動は「抗議運動」として「ヨリ狭い範囲の政治」=狭義の政治の外周辺に位置づけられていた。したがって、フーゼによると、「新しい周辺」は上記の外周辺にあたることになる。だが、果たして、このような理解は正しいのか？本稿筆者は、後に挙げる理由により、フーゼの理解はやはり適切なものではないと考えている。

それでは、この「新しい周辺」の位置づけを、どのように把握すべきか。これについて、ルーマンは『社会の政治』の中で、次のように述べている。すなわち「国家組織とそれ以外の政治的諸組織、とりわけ政党が、継続して互いに調整しあいこれらの諸組織の間でたえざる人員の交換——こうした人員の交換によって『議事日程の設定』にしたがって政治的テーマがきわめて制限されることになるのだが——が行われるようになればなるほど、新たな周辺に対する要求が高まってくる」と。⁽³⁰⁾ここで「国家組織」と言われているのは、広義の政治システムのサブシステムである（広義の）行政のことであり、これが広義の政治システムの本来の中心をなす（図VIでは、本来の中心を二重丸で表現している）。この行政と狭義の政治に属する政党の人的交流と密接な関係についてルーマンは触れているのである。さらに政治システムにおける中心と周辺について、ルーマンは次のように述べている。「コ-

ポラティブな国家という拡大された中心に対して、より多くの不安定性を有するという点で、さらには、場合によっては等閑にされてしまうかもしれない諸テーマを把握するためのより大きな開放性という点でも、こうした周辺⁽³²⁾は際立っている」と。ここで言う「コーポラティブな国家という拡大された中心」という表現には説明が必要だろう。これについては、小松丈晃が的確な説明をしているので、以下に引用する。

「ここでルーマンが「コーポラティブな国家という拡大された中心」とそれと相即的に「新しい周辺」が生じると述べているのは、一九七〇年代後半以降の(西)ドイツの事情を念頭においてのことだと思われる。(西)ドイツでは、一九六〇年代後半以降、国家と経営者団体、労働組合の三者の協調体制として「ネオ・コーポラティズム的エリートカクテル」(….)が形成され、また、同時に、かつての与野党連合政権のもとで、経済安定・成長を共通課題として掲げてきた。つまり、労働組合や経営者団体、野党といったかつての「周辺」が積極的に「中心」へと組み入れられるという事態が進捗していたのである。ところが、一九七〇年代後半以降になると(西)ドイツでは、こうした事態に対抗するかたちで、新しい社会運動が頻出するようになる(….)。まさにルーマンがいうところの、拡大された中心／新たなる周辺⁽³³⁾という図式が現出していったわけである。」

つまり「コーポラティブな国家という拡大された中心」とは、政治システムの本来の中心である国家組織=行政の中に（もともと周辺である狭義の政治に位置づけられていた）政党や利益団体が「組み入れられ」た結果として生じたものである。図VIに即して言えば、本来の中心である行政（二重丸で表現されている）の中に狭義の政治が組み入れられた結果、「コーポラティブな国家という拡大された中心」（これは本来の中心である行政+狭義の政治として想定しうる）が生じた。この「拡大された中心」（=行政+狭義の政治）の外部が「新しい周辺」ということになる。この時点で、抗議運動（新しい社会運動）の位置する「新しい周辺」を「外周辺」として狭義の政治の

うえに措定したフーゼの理解が誤りであることが了解されるだろう。「新しい周辺」は、狭義の政治を含む拡大された中心の外側にある周辺に位置づけられるのであるから。このような意味で、図VIでは、抗議運動（新しい社会運動）を、狭義の政治の外に、本来の中心からさらに遠いところに位置づけている。

なお、ルーマン理論は、もともとが「テクノクラシー的意識」というハーバーマスによる有名なレッテルに示されているように、保守的な理論であると目されてきた。このようなルーマンの立場は、後期になって新しい社会運動を盛んに論じ、その理論的位置づけを与えるようになってから、社会運動に肯定的な（いくぶん進歩的な？）立場へと転換したのだという見方もある。⁽³⁴⁾ しかしながら、記述対象の普遍性という意味において普遍理論たらんとするルーマン理論が、社会運動を自らの叙述に取り込もうとするのは、言わば当然の成り行きではないのだろうか（そうでなければ、普遍理論ではないことになるのだから）。しかも、記述の対象とすることを、即、好意の現れと解するのも早計であろう。特に、ルーマンが社会運動に外国人排斥運動を含めている点に留意する必要があるだろう。さらに、ルーマンが新しい社会運動を論じ、政治システムの中に位置づけていると言っても、その意図は自己を記述することをしない社会運動に自己記述を行わせようというものである。そして、社会の中で自己の位置を自覚し、それに沿って社会運動が自己記述を行うようになると、当然にも社会運動は政治システムの中の自らの位置を意識するようになり、いかにして政治システムの他のアクター（例えば政党・行政など）に影響力を及ぼすのか、ということを考えざるを得ないであろう。こうなれば、ラディカルであった社会運動は、多かれ少なかれ体制内化され、馴致されていくことになる。ルーマンが、自らの理論を新しい社会運動にとっての「トロイの木馬」だと呼んでいるのはこのような趣旨であると思われる。こういうわけであるから、この時期のルーマンがそれほど革新的な立場へとドラスチックに転換したとは思われない。（ただし、初期ルー

⁽³⁵⁾⁽³⁶⁾⁽³⁷⁾

マンと後期ルーマンとの間に政治的なスタンスの違いが皆無であると主張しているわけではない。)

IV 政党について

政党については、既発表の拙稿でも論じたが、ここでは社会運動を論じることを媒介として政治システムにおける政党について再検討したい。

まず、抗議運動であるが、ルーマンは抗議運動をも広義の政治システムのひとつのサブシステムとして把握している。具体的には環境運動、女性運動、平和運動、さらに外国人排斥運動（！）などがこれに属する。⁽³⁸⁾ もっとも、この抗議運動は、後期の著作である『社会の社会』においては従来ルーマンが把握してきたシステムの三つの類型（すなわち全体社会、相互作用、組織）のうち、いずれにも該当しないものであるという。このような認識に基づいて、ルーマンはこの抗議運動を新しい第四のシステム類型として把握しようとする。⁽³⁹⁾ 抗議運動が新しいシステム類型であるとされる理由は、核となる中心部が運動組織つまり組織システムからなっており、その周辺に時たまのアクションの際に活動する支持者からなる領域があり、さらにその周辺に当該運動が一般的な社会的利益を代表しているのだと思わせてくれるシンパからなる領域がある、というように独特の中心／周辺－分化の構造をなし⁽⁴⁰⁾ ているからである。いずれにしても、抗議運動もひとつのシステムとして把握されていることに変わりはない。だから、広義の政治システムは四つのサブシステム、すなわち行政・（教義の）政治・公衆そして抗議運動から成り立っていると理解しうる。

次に、上記の抗議運動に対する認識を媒介にして政党について検討したい。ルーマンは、政党を強固な組織システムとして把握していた。それゆえ、中心／周辺の分化構造をなす抗議運動とはシステム類型を異なるものとして把握される。だが、このように安直に把握してよいのかどうかは、さらなる考察を要するだろう。というのも、政党というものは、国によってそ

の存在様式が大幅に異なるのであるから。たしかに、ドイツでは、政党がメンバーシップからなる強固な組織システムをなしていることは間違いない。しかし、アメリカ合衆国において民主党や共和党といった政党は、選挙の際に形成される人々の緩い結合体であってドイツにおける政党のような強固な組織システムの体をなしていない。また、日本における政党は、一見すると党员からなる組織としてドイツにおける政党に近いように見える。しかし、特に自民党のような保守政党の場合、政治家が選挙において依存するのは自己の支持者からなる個人的な後援会であり、この後援会は政党の支部でもなければ、後援会のメンバーは必ずしも政党の党员であるとはかぎらない。⁽⁴¹⁾ それにもかかわらず、政党を単純にひとつの組織システム（つまり、メンバーのコミュニケーションから成り立つオートポイエティック・システム）と看做してよいものであろうか？ このような疑問を禁じ得ない。抗議運動が運動組織／支持者／シンパの三領域からなるシステムであるなら、日本の保守政党も党员組織／非党员の選挙運動従事者（例えば非党员の後援会員）／当該政党への投票者の三領域からなるシステムである、という把握も可能なのではないだろうか。類似の問題は、経済システムにおける企業についても提起できる。企業は組織システムとしてメンバーである社員からなるシステムであるとされるが、企業の場合も、社員／時たま株主総会に参加する株主／自社製品の購入者のような三領域から成り立っている、とも考えられる。こうして、企業のような組織システムにおいては小口株主のような、いわゆるステークホルダーをどのように位置づけるのか、という難問が浮上することになる。ルーマンは、抗議運動を新しいシステム類型として指定することで自らの理論体系を簡単に弥縫できると考えたのかもしれないが、この弥縫は同時に自らの組織システムの観念が単純に過ぎることを逆照射してしまうことになってしまった。ルーマンは自らの理論を抗議運動にとってのトロイの木馬と称したけれども、むしろ抗議運動こそがルーマン理論にとってトロイの木馬であったのかもしれない。

ルーマンが政党について論じる際には、強固な党員組織を有するドイツの政党が念頭に置かれていることは既に述べた。そもそもルーマンは政治システムを論じる際にもドイツを念頭に置いていたと言われている。⁽⁴²⁾ 言ってみれば、ルーマンは祖国であるドイツを一般化する形で理論を構築し、これに「普遍理論」の名を冠してしまっているように思えるのだ。他の論者との対比で言えば、例えばカール・マルクスの場合、経済に関して本質的で一般的な理論を構築する際の典型例とされたのは純粹化傾向を呈していた19世紀イギリスの産業資本主義であった。また、政治についてはブルジョア革命を経たフランスが典型例とされた。つまり、マルクスには、本質的・一般的な理論を組み立てる際に主たる考察の対象とする典型的な国がどこなのか、について鮮明な方法論的自覚があった。一方、ルーマンの場合には、自らの理論を組み立てる際に典型とした国がどこであるかについての明示的な記述は乏しい。むしろ、全体社会を世界社会であるとしたため、表向きは無国籍であるかのように見える。それゆえ、ベックの言う方法論的ナショナリズムという非難は表向き妥当しないかのようである。しかし、ルーマン理論における全体社会が世界社会を意味しており、各機能システムが世界社会の機能システムである、というのはあくまでも表向きのことすぎない。実際の記述のなかで政治システムや政党について論じる際には、しばしばルーマンにとっての祖国つまりドイツが中心に置かれているように思える。結局のところ、ルーマンの理論は——世界社会の掛け声とは裏腹に——粉飾された方法論的ナショナリズムの域を脱しえなかった、と言えるのではなかろうか。⁽⁴³⁾

おわりに

以上の記述によって本稿ではフーゼの見解を批判的に検討しつつ、システム論に基づく政治と行政の区別を明確にするという目的をほぼ達成することができたのではないかと思う。初步的な誤りを含むフーゼの著作をあえて検討したのは、この本の表紙に大きく Lehrbuch（教科書）と印刷されている

ことから分かるように、ドイツにおいて学生向きの安価な教科書として比較的多くの読者を獲得していると思われること、そして日本においても毛利康俊によって無批判的な紹介がなされていること、などの理由による。本稿をここまで読んでいただいた読者には明らかなことだが、本稿筆者はフーゼの理解には全く賛同することができない。

また、本稿の第二の目的は、抗議運動を含めた後期ルーマンの政治システム像についてヨリ鮮明なイメージを得ることによって、ハーバーマスとの比較検討を可能とする前提を獲得しようとしたことにあったが、これについてもほぼ達成することができたのではないかと思う。ここで、ごく簡単にハーバーマスとルーマンの見解を比較するとすれば、本稿筆者には、ハーバーマスの市^{ツイヴィールゲゼルシャフト}民^{シティ}社^{シティ}会論^{シティ}は、国家と社会という従来のシェーマを可能なかぎり活かしつつ、そのニュー・ヴァージョンを提示するものであるように見える。国家と社会の図式が一つのヒエラルキーをなしていたことを考へるなら、ハーバーマスの議論は——多少修正されているとは言え——なおヒエラルキー的な社会観であると評することもできよう。では、このような社会観には、対案はないのであろうか？ 本稿筆者は、ルーマンの提示する社会理論が一つの対案にあたると考へている。つまり、ルーマンの提示するシステム論的^{カッブリング}社会観は、国家と社会とを包含する全体を全体社会システムとして指定し、この内部に政治・法・教育・学術・経済・マスメディア等々の各機能システムが分出し、かつ相互に構造的に連^接結^{スル}されるというヴィジョンを提示している。その際、いかなる特定の機能システムも、他のシステムを確実に操縦しうるような優位性（Primat）は持たない、と説かれる。この意味でルーマンの提示する社会像は“ヘテラルヒー的（heterarchisch）”という用語で形容することができよう。あたかもインターネットが世界中に散らばる自律的なサーバーによって構成される中心なきネットワークであるように、ルーマンの社会像もまた、各々の機能システムが並列的に結びつくヘテラルヒー的な（自律分散型の）システムとしてイメージすることができる。

既に述べたようにハーバーマスの市民社会論が国家と社会の二分論を修正したものだとするならば、ルーマンの社会システム論は国家と社会の区別を完全に脱構築している。本稿の叙述からも明らかのように、ハーバーマスの言う公共圏は、ルーマン理論においては狭義の政治や抗議運動として把握されていると言えよう。このように理解すれば、両者の理論を比較検討する際にも有益な視座が得られると思われる。もっとも、ルーマンとハーバーマスの社会理論を比較検討するという営為は、本稿の目的ではないため、これ以上は深入りせず、他日を期すことにしたい。また、本稿は、行政法学に言う行政立法がルーマン理論においてどのように位置づけられているのか、という問題について解明しえていない。これについても今後の課題としたい。

- (1) アメリカ行政法学に由来する執政と行政の区別について論じ、なおかつルーマンの政治と行政の区別についても論及する文献として、参照、毛利透「官僚制の位置と機能」*ジュリスト* No.1311（2006年）64頁以下。執政権に関する比較的新しい文献として、村西良太「執政機関としての議会——「執政」概念をめぐる批判的考察——」*法政研究*74巻1号（2007年）45頁以下。
- (2) Heterarchie とは、本来は組織理論の用語であるが、サイバネティクスやルーマンの社会システム理論にも導入されている。「自律分散型」「並列性」などの訳がある。後者の例として、土方透『法という現象——実定法の社会学的解明——』（ミネルヴァ書房、2007年）87頁。
- (2 a) ただし、ルーマンの自己言及的システム理論においては主導的区別としてのシステム／環境の区別が脱構築されずに保留されていることに注意すべきである。Dazu vgl. Niklas Luhmann, Die Kunst der Gesellschaft, 1995, S. 161.〔邦訳：ニクラス・ルーマン（馬場靖雄訳）『社会の芸術』（法政大学出版局、2004年）162頁。〕
- (3) もっとも、ハーバーマスとルーマンを対比しつつ論じる憲法学の邦語文献が皆無であるのではない。例えば参照、毛利透『民主制の規範理論 憲法パト里オティズムは可能か』（勁草書房、2002年）。
- (4) 大森貴弘「ニクラス・ルーマンの権力分立論——グローバル・コンテキストにおける応用可能性——」*早稲田法学会誌*56巻（2006年）61頁以下。

- (5) 大森貴弘「再びニクラス・ルーマンの権力分立論——民主制における権力循環——」早稲田法学会誌57巻（2007年）1頁以下。
- (6) 大森貴弘「権力分立論における政党の位置——三たびニクラス・ルーマンのシステム理論に着目して——」早稲田法学会誌58巻2号（2008年）151頁以下。
- (7) これらの点については、大森（前掲注4）の冒頭部分において詳述したので、参照を請いたい。
- (8) 特に大森（前掲注5）及び同（前掲注6）を参照されたい。
- (9) ルーマン理論の時期区分について、本稿筆者は、1972年までを第一期とし、1972年から1982年までを第二期、そして1982年以降の時期を第三期とする区分法を提示した。参照、大森（前掲注6）182-183頁。ここではそれにしたがって叙述を試みている。
- (10) もともとはアメリカの社会学者であり、ルーマンの留学中の師であるタルコット・パーソンズの用語である。
- (11) 両システムの構造的カップリングの関係を便宜上、実線で示した。しかし、このことは両システム間に直接的なインプット・アウトプットがありうるということを何ら意味しない。
- (12) *Niklas Luhmann*, Die Politik der Gesellschaft, Hrsg. von André Kieserling, 2000, S. 155.
- (13) 現時点未邦訳。原題は *Jan Fuhse*, Theorien des politischen Systems: David Easton und Niklas Luhmann. Eine Einführung, 2005.
- (14) *Fuhse* (N 13), S. 80. 傍点は引用者による強調。
- (15) *Fuhse* (N 13), S. 82. 三点リーダーは引用者による省略を示す。原文でイタリック体となっている箇所には傍点を付した。
- (16) この点について『社会の政治』においてルーマンは、スクリプトに言及する文脈で議会について触れている。この点が微妙な問題を投げかけるが、たとえこの記述をもとに議会が依然として政治システムにも指定されていると言えたとしても（本稿筆者はそうは解さないが）、議会は広義の行政に属することになるであろう。いずれにしても、狭義の政治（政党政治）に議会が含まれる、などと理解することは決してできないのである。
- (17) 唯一の例外として、議会が恰も狭義の政治に属するかのように解釈できないこともない記述が中期ルーマンの『福祉国家における政治理論』に見出される（もっともルーマンはハッキリそう言っているわけではない）。Vgl. *Luhmann*, Poli-

tische Theorie im Wohlfahrtsstaat, 1982, S. 46.しかし、私見によると、このような解釈は誤りであり、同時期のルーマンの著作に見出される記述とも矛盾している。これに関する私見として参照、大森（前掲注5）18頁参照。

- (18) 翻訳して引用した。なお、毛利康俊が既にフーゼの図を邦訳して引用しているので、そちらも参照した。ただし、訳文には完全には従っていない。毛利康俊「リスク社会における科学評価のための法制度設計をめぐって — ルーマン派システム論アプローチの新展開とその周辺」西南学院大学法學論集38（3/4）（2006年）(73)頁。なお、原文にあるRegierungは、図IVでは「与党」と訳した。「政府」とも翻訳可能であるが、この点については後に本文で再び触れる。
- (19) *Fuhse* (N 13), S. 89. ドイツ語の学術文では図表にも出典を明記することが推奨されているが、出典が記されずに「自ら作図 eigene Darstellung」と書かれている場合、これは引用ではなく著者自らが作図したことを示す決まり文句である。したがって、図IV——原書では図7 (Abbildung 7) ——は、ルーマンによってではなく、間違いなくフーゼによって描かれたものである。
- (20) *Fuhse* (N 13), S. 82.
- (21) さらに付記すれば、ルーマンはしばしば政治・行政・公民からなる権力循環について言及しているが、この場合の政治は言うまでもなく狭義の政治である。これについて詳しくは、大森（前掲注5）を参照。フーゼは、この権力循環を「行政・政治的公衆およびヨリ狭い範囲の政治との間の権力および対抗権力の循環」と表現している。*Fuhse* (N 13), S. 109 f. ここでは、「狭義の政治」に代わって「ヨリ狭い範囲の政治」という用語が使用されており、両者は互換的に用いられていることが了解されるだろう。
- (22) *Fuhse* (N 13), S. 99. 引用もとのRegierungを差し当たり「政府」と訳したが、Regierungは「与党」という意味をも持つ単語であることは言うまでもない。本稿では、文脈等そのときどきの理由で訳し分けていることを断っておく。
- (23) *Fuhse* (N 13), S. 87. 龜甲括弧による補足および傍点による強調は引用者。
- (24) *Fuhse* (N 13), S. 85 f. 原文のイタリックには傍点を付した。三点リーダーは引用者による省略である。
- (25) 特に、大森（前掲注6）を参照。
- (26) 毛利（前掲注18）(73)頁。
- (27) 傍点は引用者。毛利はフーゼの言う「ヨリ狭い範囲の政治」を端的に「狭義の政治」と訳しているが、あながち間違いであるとは言えない。

- (28) ただし、本稿筆者が参照したのは、翌1997年に出版された第二版（Taschenbuch 版）である。Niklas Luhmann, *Protest: Systemtheorie und soziale Bewegungen*, Herausgegeben und eingeleitet von Kai-Uwe Hellmann, 2. Aufl., 1997.
- (29) *Luhmann* (N 12), S. 316.
- (30) *Luhmann* (N 12), S. 315.
- (31) 後期ルーマンは『社会の法』において、広義の行政を「国家組織」と言い換えており、これが政治システムの中心をなすのだと述べている。 *Luhmann, Das Recht der Gesellschaft*, 1995, S. 335.
- (32) *Luhmann* (N 30), S. 315.
- (33) 小松丈晃『リスク論のルーマン』（勁草書房、2003年）153頁。三点リーダーは引用者による省略。なお本稿の抗議運動に関する記述は、この著作から多く示唆を得ている。ルーマン理論における抗議運動について論じた邦語文献として、さらに参照、森本哲郎（編著）『システムと変動の政治学』（八千代出版、2005年）87頁以下（松永信一執筆部分）。そこでは、抗議運動が政治システムの外部に指定されているように読めるが、ルーマンの読み解きとしては正確とは言い難い。このように評する理由は、本稿の本文が明らかにしている。
- (34) Jürgen Habermas, *Theorie der Gesellschaft oder Sozialtechnologie? Eine Auseinandersetzung mit Niklas Luhmann*, in: Jürgen Habermas / Niklas Luhmann, *Theorie der Gesellschaft oder Sozialtechnologie? Was leistet die Systemforschung?*, 1. Aufl., 1971, S. 145. [邦訳：ユルゲン・ハーバーマス「社会の理論か社会テクノロジーか——ニクラス・ルーマンとの対決——」ユルゲン・ハーバーマス／ニクラス・ルーマン（佐藤嘉一／山口節郎／藤沢賢一郎 訳）『批判理論と社会システム理論』（木鐸社、2004年）186頁。]
- (35) Reiner Grundmann, *Wo steht die Risikosoziologie?*, Zeitschrift für Soziologie 28 (1) (1999), S. 46; Daniel Barben, *Theorietechnik und Politik bei Niklas Luhmann: Grenzen einer universalen Theorie der Modernen Gesellschaft*, Dissertation, 1996, 176 ff.
- (36) Niklas Luhmann, *Das trojanische Pferd: Ein Interview*, in: *ders.* (N 28), S. 74.
- (37) ルーマンの立場がこの時期に転換したとする発言が妥当しないことについては、ルーマン自身がインタビューの中で示唆している。 *Luhmann, Systemtheorie und Protestbewegungen: Ein Interview*, in: *ders.* (N 28), S. 175.

- (38) *Niklas Luhmann*, Die Gesellschaft der Gesellschaft, 1998, S. 849.
- (39) *Luhmann* (N 38), S. 847. さらに参照、小松（前掲注33）148頁。
- (40) *Luhmann* (N 39), S. 864. 小松（前掲注33）179頁。
- (41) 日本の自由民主党に所属する政治家の後援会についての興味ぶかい考察として、森本（前掲注33）9頁以下。
- (42) ルーマンの政治システム論は、選挙による与野党入れ代り型という（ドイツで戦後に実現したような）特定の政党政治觀に基くものだ、と指摘されている。毛利（前掲注3）66頁
- (43) この点については既発表の拙稿でも論じている。参照、大森（前掲注4）97頁以下、特に101頁。

(2008年10月11日脱稿)